

## 「死刑をなくそう市民会議」 設立趣意書

死刑制度を国際的に見れば、継続して死刑執行をしている国は、190カ国を超える国連加盟国のうち十数ヶ国に過ぎません。国連が1966年に採択し、日本が1979年に批准した自由権規約（B規約）の基本理念は、「人間の尊厳」及び「生命権（生存権）」を中核とした普遍的価値にあります。国連は、この基本理念を人類で共有するため、すべての加盟国に対し死刑廃止に向けて努力することを求めているのです。

その一方で、日本には、いまだに死刑制度があり、ほぼ毎年死刑を執行し続けています。とりわけ、昨年（2018年）7月には、オウム真理教の元幹部13人も的大量死刑執行がありました。明治時代に天皇暗殺計画の大逆罪で12人を死刑執行した大逆事件以来のことであり、国際社会からも厳しい非難が相次ぎました。また、昨年6月には、東京高裁が、2014年3月に死刑裁判の再審を命じる判決が出た袴田事件の再審請求を棄却し、冤（えん）罪事件に対する国民の関心が再び高まりました。

しかし、日本政府は、5年前に実施した世論調査で「死刑はやむをえない」との意見が多数であったことを最大の理由として、国連の国際人権委員会が一昨年（2017年）に行った日本への死刑廃止を求める勧告に対し、昨年3月に「死刑制度について特別に議論する場所を設けることは現在のところ考えていない」旨の回答を行い、現在もその態度を変えようとはしていません。それどころか、日本政府は、市民に対し、死刑に関する情報提供をも十分に行っていないのです。

2020年の日本は、オリンピック・パラリンピック開催国として、国際社会に対し、あるべき社会の姿を示していかなければなりません。われわれは、たとえ人を殺めた者であっても、その生命の大切さから、刑罰によってその生命が奪われることがあってはならないと考えます。われわれは、国の内外を問わずあらゆる分野の市民が死刑廃止の意味と目的についての理解を深め、すべての人間の生命権を重視する死刑のない民主主義社会の即時実現に向けて、ここに、「死刑をなくそう市民会議」を設立する次第です。

2019年6月1日

「死刑をなくそう市民会議」設立発起人一同